

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3006号から第3008号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部訂正決定、個人情報一部開示決定及び一部開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「横浜市障害者更生相談所が作成する本人に係る個人ファイル」の個人情報一部訂正決定に対する審査請求についての答申
【答申第3006号】
- (2) 「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3007号】
- (3) 「令和2年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第1760号）令和3年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第2388号）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3008号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3006	令和2年11月10日	令和2年12月8日	令和3年3月11日	令和3年4月14日	個人	市長
3007	令和3年4月30日	令和3年5月19日	令和3年6月14日	令和3年7月12日	個人	市長
3008	令和3年5月10日	令和3年5月19日	令和3年6月14日	令和3年7月12日	個人	市長

3 対象保有個人情報（対象行政文書）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報（対象行政文書）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3006	「横浜市障害者更生相談所が作成する本人に係る個人ファイル」（以下「本件保有個人情報」という。）	一部訂正 訂正請求内容が事実である旨を確認することができないため。	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報 (対象行政文書)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会の結論
3007	「自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請に係る不認定の決定について（横浜市健こ第129号）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p style="text-align: center;">個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第22条第3号に該当</p> <p>・ 本人開示請求者以外の申請者の情報及び会計年度任用職員のサイン</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>旧個人情報保護条例第22条第7号柱書に該当</p> <p>・ 嘱託医師の氏名</p> <p>（嘱託医師に対する圧力への懸念から、嘱託医師が専門的見地から適正かつ公平な意見を述べることをちゅうちょし、判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	原処分妥当
3008	「令和2年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第1760号）令和3年度 横浜市こころの健康相談センター嘱託医師（判定業務）の委嘱について（健こ第2388号）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p style="text-align: center;">一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>・ 個人メールアドレス</p> <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>旧情報公開条例第7条第2項第4号に該当</p> <p>・ 法人代表者の印影</p> <p>（法人の財産権を侵害するおそれがあるため。）</p> <p>旧情報公開条例第7条第2項第6号柱書に該当</p> <p>・ 嘱託医師の氏名、所属、役職、性別、生年月日及び医籍登録番号</p> <p>（嘱託医師に対する圧力への懸念から、嘱託医師が専門的見地から適正かつ公平な意見を述べることをちゅうちょし、判定業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3006	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新個人情報</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3006</p>	<p>保護条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新個人情報保護条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《更生相談所の事務分掌について》</p> <p>横浜市障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)は、横浜市障害者更生相談所事務分掌規則(昭和62年9月横浜市規則第104号)第2条の規定に基づき、身体障害者手帳及び療育手帳、身体障害者及び知的障害者に対する相談、判定及び指導並びに補装具の処方及び適合判定に関する事務等を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、更生相談所が保有する審査請求人に係る個人ファイルであり、本件審査請求の対象となっているものは、平成5年当時の関係法令の規定に基づき、平成5年特定年月日に判定員が心理判定を行い、その評価所見をまとめた判定資料である。当該判定資料には、審査請求人について「知的側面」や「性格、行動的側面」から判定員が観察した記録や判定意見が記載されている。</p> <p>《本件訂正請求について》</p> <p>本件審査請求に係る本件訂正請求では、審査請求人は、「知的側面」の記録中「日常の簡単な言葉や動作語、指示語の理解はあり、平仮名を書いて示したり、身振りや簡単な手話で伝えれば、指示に従って行動する事ができる。」との記載部分(以下「非訂正部分」という。)を削除することを求めている。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 平成5年特定月日に行った審査請求人に対する心理判定(以下「本件心理判定」という。)に記載された非訂正部分は、平成5年特定月日において判定員が審査請求人を観察することにより得られた判定内容である。</p> <p>本件訂正請求において審査請求人は、最重度の知的障害者が言葉によって意思疎通を図ることは不可能な状態であったことは明白であると主張するが、当時の審査請求人の状態像に係る判定が誤りであることを示す公的記録又はそれに準ずる資料は示されていない。</p> <p>イ また、判定が誤りであることを裏付ける記録の有無を確認したが、本件保有個人情報にはそのような記録は見当たらなかった。</p> <p>ウ 上記事情に加え、本件心理判定から約30年が経過した現時点において当時の状態像を確認する手段がない以上は、旧個人情報保護条例第36条の規定に基づく訂正を要するとは認められない。</p> <p>エ したがって、本件訂正請求に理由があると認めることはできない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《付言》</p> <p>当審査会の結論は以上のとおりだが、審査請求人と実施機関の関わりは今後も継続すること等を踏まえると、審査請求人が本件訂正請求をしたことを真摯に受け止めることが実施機関には必要と考えるので、本件訂正請求があった旨を記録して本件心理判定に添付するなどの措置を講じることを検討されたい。</p> <p>また、本件審理判定の氏名欄の訂正経緯が不明であるなど、行政文書管理上の不適切さは、30年前に作成された文書とはいえ否めないところなので、今後は厳重に注意されたい。</p>
<p>3007</p>	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例(令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新個人情報保護条例」という。)が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新個人情報保護条例附則</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3007</p>	<p>第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る事務について》</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある者に対し、自立支援医療受給者証（精神通院医療）（以下「受給者証」という。）を交付し、医療費の一部を公費で支給することとしている。</p> <p>横浜市では、自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定の申請の受付を各区福祉保健センター高齢・障害支援課の窓口及び健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センターで行い、健康福祉局障害福祉部こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）で支給認定の適否の判定を行っている。</p> <p>こころの健康相談センターでは、横浜市こころの健康相談センター嘱託医師委嘱要綱（平成28年8月22日健こ第476号（局長決裁））により、嘱託医師を委嘱している。</p> <p>支給認定は、複数の嘱託医師の意見を踏まえてこころの健康相談センターのセンター長（以下「センター長」という。）が適否を判断する。こころの健康相談センターは、支給認定を行った場合は原則として郵送で受給者証を交付している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人が令和3年3月3日に行った精神通院医療の支給認定申請に対する不認定の決定に係る起案文書であり、文書番号、作成課、件名等が記録された起案用紙、不認定とされた者等の一覧、審査請求人が提出した支給認定申請書、審査請求人宛ての不認定通知書案、区宛ての通知書案及びその他添付文書からなる。</p> <p>イ なお、審査請求人が開示するよう求めているのは嘱託医師の氏名のみだと解されるため、当審査会では、その旧個人情報保護条例第22条第7号柱書の該当性を判断する。</p> <p>《旧個人情報保護条例第22条第7号柱書の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、嘱託医師の氏名について本号柱書に該当し非開示としたと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 精神通院医療の支給認定については、嘱託医師の意見を踏まえて、最終的にはセンター長が行い、その認定が指定医療機関での医療費の自己負担割合に影響する。実施機関の説明によれば、不認定判定の理由を執ように問いただされる等、長時間にわたり苦情の対応に追われ、通常業務への著しい支障が現に生じているとのことである。このような状況の中、嘱託医師の氏名を公にすると、その苦情等が当該嘱託医師に対して寄せられることも想定されるし、そのことを懸念した嘱託医師が意見を述べることをちゅうちょすることも考えられる。</p> <p>さらに、嘱託医師の確保に苦慮している現状を踏まえると、嘱託医師の氏名を公にすることは、嘱託医師の確保をますます困難とし、精神通院医療の支給認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>以上のことから、本件保有個人情報に記載されている嘱託医師の氏名は本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>3008</p>	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件は旧情報公開条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《自立支援医療（精神通院医療）の支給認定に係る事務について》</p> <p>答申第3007号と同旨のため省略。</p>

答申番号	判断の要旨
3008	<p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和2年度及び令和3年度の、健康福祉局障害福祉部こころの健康相談センター（以下「こころの健康相談センター」という。）嘱託医師の委嘱に関する起案文書であり、文書番号、作成課、件名等が記載された起案用紙、こころの健康相談センター嘱託医師名簿、横浜市長宛てに提出された嘱託医師の推薦についての回答及び推薦状、医師等資格確認検索の検索結果画面、委嘱状案及びその送付文案並びにその他添付文書からなる。</p> <p>なお、審査請求人が開示するよう求めているのは、嘱託医師の氏名のみだと解されるため、当審査会では、その旧情報公開条例第7条第2項第6号柱書の該当性のみを判断する。</p> <p>《旧情報公開条例第7条第2項第6号柱書の該当性について》</p> <p>ア 実施機関は、嘱託医師の氏名について本号柱書に該当し非開示としたと主張しているため、以下検討する。</p> <p>イ 自立支援医療（精神通院医療）（以下「精神通院医療」という。）の支給認定については、嘱託医師の意見を踏まえて、最終的にはこころの健康相談センターのセンター長が行い、その認定が指定医療機関での医療費の自己負担割合に影響する。実施機関の説明によれば、不認定判定の理由を執ように問いただされる等、長時間にわたり苦情の対応に追われ、通常業務への著しい支障が現に生じているとのことである。このような状況の中、嘱託医師の氏名を公にすると、その苦情等が当該嘱託医師に対して寄せられることも想定されるし、そのことを懸念した嘱託医師が意見を述べることをちゅうちょすることも考えられる。</p> <p>さらに、嘱託医師の確保に苦慮している現状を踏まえると、嘱託医師の氏名を公にすることは、嘱託医師の確保をますます困難とし、精神通院医療の支給認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できる。</p> <p>以上のことから、本件審査請求文書に記載されている嘱託医師の氏名は本号柱書に該当する。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（第4号から第6号まで省略）

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(アからオまで省略)

(訂正請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第43条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

(第2項及び第3項省略)

(保有個人情報の訂正義務)

第36条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

(経過措置)

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

(行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる

情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(第3号省略)

(4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
(第5号省略)

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
(アからオまで省略)

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881